

【遺言の種類と保管方法などによる分類】

	形式	作成場所等	裁判所による検認	保管方法	証人	遺産分割協議書作成	紛失改ざん等のリスク	有効無効のリスク
自筆証書遺言	自署と押印	任意	必要	自己責任保管	－	遺言書がない場合や分配を指定しなかった遺産がある場合は、この協議によりま す。（民法907条1項）しか し、遺言書があっても作成して残すのが慣例	あり	あり
		任意だが、作成後法務局へ持参して申請必要	不要	法務局保管	－		なし	なし
公正証書遺言	自署と押印	公証人役場	不要	公証人役場保管	2名			なし
	口頭、公証人による作成と押印（その他、口頭に代わる措置、読み聞かせに代わる措置）							
秘密証書遺言	自筆である必要はない。 日本公証人連合会のホームページで説明されている。	公証人役場	必要	自己責任保管	2名	あり		あり
遺言書なし	－	－	－	－	－	必要	－	－

行政書士中川まさあき事務所

※注※ 有効無効のリスクはないにしても、財産の記入漏れ・遺言による認知など、全ての記入漏れがないことまでも保証しているわけではない点にご留意下さい。